

中東知的財産ニュースレター Vol. 90

◆ 目次

1. 主要トピック

バーレーン

- ・ 公認商業代理店に関する新たなガイドライン

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ ドバイがイノベーターの活性化と企業支援環境の拡充を目指す知財ハブ構想を始動

トルコ

- ・ 植物品種の登録に関する新規則の施行

オマーン

- ・ 知的財産・研究・イノベーションに関するフォーラムが発足

サウジアラビア

- ・ サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) がキング・アブドゥッラー科学技術大学および WIPO と協力してサマースクール・プログラムを導入

湾岸協力会議 (GCC)

- ・ WIPO の新たな特許公開制度により湾岸地域における特許公開情報の利用に変化

2. 他のトピック

バーレーン

- ・ WIPO 事務局長がバーレーンの国連常任代表を歓待

湾岸協力会議

- ・ 湾岸石油化学・科学協会 (GPCA ; Gulf Petrochemicals and Chemicals Association) が主催する知的財産権に関する年中行事に GCC 特許庁が参加
- ・ GCC 商標庁が Promark とのデジタル面での新たな協力により知財サービスを強化
- ・ GCC 事務総局の下位機関である GCC 特許庁が米国商工会議所の代表団と接見
- ・ GCC 特許庁が中東・北アフリカを担当する日本国特許庁の外交使節団を歓迎

レバノン

- ・ 最新情報：レバノン知的財産庁による各種期限の延長

オマーン

- ・オマーンにおける知的財産保護の理解

パキスタン

- ・知的財産権に対する意識が経済成長のカギ
- ・パキスタン知的財産機関（IPO Pakistan）とユナイテッド医科歯科大学（UMDC）が協力して未来の医療界を担う世代の啓発活動を展開
- ・パキスタンで商標出願が拒絶された場合の対処法
- ・獣医動物科学大学（UVAS）が知的財産権に関するセミナーを開催
- ・創造文化の振興を目指すラホール工科大学（UET）が革新的なパテント・ウォール戦略を導入
- ・パキスタン知的財産機関長官が知的財産に関する協力強化を求めてロンドン商工会議所会頭と面談
- ・パキスタンが違法取引の取締りに関する新たな施策を発表
- ・特許・知財保護・技術移転に関する諮問会議がペシャワールの科学技術省（DoST）で開催

カタール

- ・グローバル・イノベーション・インデックスによるカタールの格付けが2020年以来の21位に上昇
- ・カタール研究開発イノベーション評議会（QRDI Council）とASTPが知的財産と技術移転に関するMumakan研修プログラムを開始
- ・知財推進コミュニティ（Intellectual Property Champions Community）が発足
- ・カタール国営通信（QNA）に特に言及…WIPO事務局長がカタールとの協力強化を確認
- ・常駐代表がジュネーブ入り：カタールのマドリッド協定議定書加入により国際的な知的財産保護システムに対する同国の取組がさらに強化
- ・カタールとWIPOの協力関係がもたらす大躍進
- ・商工省が知的財産権に関するワークショップを開催
- ・カタール特許出願に関する未払いの維持年金の即刻納付を

サウジアラビア

- ・サウジアラビアの新たな商号法は宗教的・軍事的・政治的な商号を禁止
- ・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）が32回目の理事会を開催
- ・サウジアラビア：新たな商業登記法および商号法
- ・欧州特許庁（EPO）とサウジアラビア知的財産総局（SAIP）が会合
- ・ドイツ特許商標庁（DPMA）の長官がサウジアラビア知的財産総局（SAIP）のCEOと会談

サウジアラビア/アラブ首長国連邦（UAE）

- ・サウジとUAEの特許ブームが法律事務所にもたらす収益

トルコ

- ・トルコの特許制度における証拠認定の重要性を浮き彫りにする侵害訴訟の事例
- ・グローバル・イノベーション・インデックスが 2024 年版の報告書を発行
- ・トルコ特許商標庁が独自の調査研究により主要ブランドおよび意匠の表示機関としてトップの地位を獲得——正に、活発で強力なイノベーション・エコシステムの構築を目指す同庁の取組が評価された結果
- ・トルコ特許商標庁（TURKPATENT）長官の M. Zeki Durak 氏の発言：「現時点で登録されている地理的表示は 1639 件に達している。さらに 600 件余りの有望な登録申請が現在審査中であり登録件数は将来的に 2000 件を超えると予想される」

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・北京で開催された第 3 回「一帯一路」ハイレベル国際会議において UAE が知的財産権保護の法的枠組み強化に向けた自国の取組を強調
- ・技術とニューエコノミーに関する UAE と中国の戦略的パートナーシップの発展機会を模索する経済フォーラムが北京で開催
- ・WIPO が発行するグローバル・イノベーション・インデックスの 2024 年版で UAE が北アフリカ・西アジア地域のトップに

アラブ首長国連邦（UAE）/カタール/オマーン

- ・ラスベガスにある球体型の複合アリーナ施設「Sphere」が UAE、カタール、オマーンで商標を登録

◆ ニュース

1. 主要トピック

バーレーン

- ・公認商業代理店に関する新たなガイドライン¹

バーレーン産業商務省（MOIC；Ministry of Industry and Commerce）は 2024 年省令第 29 号を公布した。この省令はバーレーンにおける公認商業代理店の活動に関する規則を改正するものである。省議決定に基づく今回の省令は、バーレーン国内で商標が表示された商品を販売する商業代理店の透明性と健全な競争の強化を視野に入れて、具体的な条件と規制を定めたものである。特に注目すべき改正点をいくつか以下に示す。

¹ https://raeesandco.com/thoughts/new-ministerial-decision-for-authorized-distributors-in-bahrain/?utm_source=mondaq&utm_medium=syndication&utm_content=articleoriginal&utm_campaign=article

- **公認商業代理店に関する規制**

省令第 29 号は以下の要件を示している：公認商業代理店はバーレーンの資本が 51%以上を保有する法人でなければならない；商業代理店の登記上の本社はバーレーン国内に存在していなければならない。これらの要件は、国内事業者の流通ネットワークへの参加を促進するものである。この規則については例外規定が認められるが、MOIC の正式な承認を要し、同省の承認はバーレーンの商業的利益の保護とのバランスを考慮して弾力的に与えられる。

- **複数の商業代理店が利用可能に**

新たなガイドラインの下では、商標権者は複数の商業代理店を指名することができる。ただし、それぞれの指名が規制上の条件に適合していることが前提となる。新ガイドラインによって複数代理店の利用が認められたことによって競争が促進され、それによるサービス水準の向上や製品販売の改善といった恩恵が市場全体に及ぶことが期待される。

- **販売店契約に要求される要素**

販売店契約には、販売店および商標権者の名称、当該契約に係る商品および役務、当事者双方の責任分担、営業分野、連絡が可能な時間帯、関連の商標または商号を示したリスト等の詳細情報が具体的に示されていなければならない。これらの要件は、明瞭性の向上と法的安定性の提供により関係者全員に利益をもたらすものである。

- **コンプライアンスに関する猶予期間**

公認商業代理店の活動に関わる事業者は、2024 年 10 月 18 日までに省令に従わなければならない。今回の省令の遵守には商業登記の更新が含まれており、更新された登記には公認商業代理店の活動内容が反映されることになる (ISIC No. 4699)。バーレーンのオンライン商業登記プラットフォーム Sijilat が提供する公認商業代理店登記簿には、当該登記に係る契約がすべて記載される。MOIC が定めた猶予期間の短さは、適時的な法令遵守が重要であることを強調している。

- **コンプライアンスによる利益**

省令第 29 号を遵守することにより、事業者にはいくつかの利益がもたらされる。法的保護、市場での評判の向上、顧客との関係強化などである。事業者がさらに詳細な情報を希望する場合、新たなガイドラインを徹底的に読み込むか MOIC に直接問い合わせることをお勧めする。

アラブ首長国連邦

- **ドバイがイノベーターの活性化と企業支援環境の拡充を目指す知財ハブ構想を始動²**

ドバイ未来財団 (DFF ; Dubai Future Foundation) と UAE 経済省 (UAE Ministry of Commerce) は「ドバイ知的財産ハブ」(DIPH ; Dubai Intellectual Property Hub) のプラットフォームを開設し、知的財産と無形資産が集中する UAE 初の知財ハブを作ろうとしている。この革新的なプラット

² <https://www.wam.ae/en/article/b5gpyzl-dubai-launches-new-hub-empower-innovators>

フォーラムの目的は、知的財産の保護と商業化に必要なリソースを提供することにより、さまざまな分野の専門家たち（起業家、芸術家、学術関係者、スタートアップ企業など）を支援することである。

- **プラットフォーム開設と主な支援者**

DIPH の構想は、「2024 年知財の現状：知的財産の未来を占う」（IP2024: Glimpse on the Future of IP）と銘打って未来博物館（Museum of the Future）で開催されたイベントで発表された。このイベント会場において、経済省とドバイ未来財団との間で覚書（MOU）が取り交わされたのである。イベントに参加した要人の中には、UAE 経済相の Abdullah Bin Touq Al Marri 氏、起業担当国務相 Alia Abdulla Al Mazrouei 氏、知的財産権部門を所管する経済省次官補 Abdul Rahman Al Muaini 氏、DFP の最高経営責任者 Khalfan Belhouli 氏らが含まれていた。

- **知財枠組みの強化**

DIPH は経済省の知的財産登録の内容を統合し、技術とイノベーションが集まる国際的なハブを志向するドバイの取組を補強するものとなる。集中的なサポートを提供することにより、DIPH は、持続可能性、保健衛生、教育、法律等の部門において、イノベーター、クリエイティブ産業の従事者、研究者といった人々を支援していく。この試みは、才能と創造性を備えた人材が集結する重要な拠点として UAE を位置付けようとする UAE のビジョン「我が国が UAE の 2031 年」（We the UAE 2031）にも合致している。

- **政府の見解**

Abdullah Bin Touq Al Marri 氏はイノベーションの促進に向けた UAE の真摯な取組を強調し、すべての部門の知的財産を保護するため、法律面・制度面の包括的な枠組みを実現していくと所信を述べている。この統合的なシステムは国際的なベスト・プラクティスを反映しており、ニューエコノミーの分野における創造性の賦活と企業成長の支援を目的として構想されている。

- **支援の 4 本の柱**

DIPH は 4 本の主要な柱を中心として構築され、デジタル的手段によって知的財産登録を円滑化するとともに、知財保護に関するガイダンスや、知的財産の戦略的開発と商業利用に役立つツールを提供していく予定である。ユーザーフレンドリーなデジタルインタフェースが必要な情報・資源・ガイドラインへのアクセスを一本化することにより、DIPH は、ドバイの知財環境の中で適切な舵取りを行う上で計り知れない価値を持つリソースとなっている。

トルコ

- **植物品種の登録に関する新規則の施行³**

官報第 32665 号の誌上で以前に公表されていた植物品種登録規則（Regulation on Registration of Plant Varieties；以下「新規則」という）が、2024 年 9 月 17 日付で施行され、これに伴い旧規則は

³ <https://www.mondaq.com/turkey/patent/1523242/new-regulation-on-registration-of-plant-varieties-enters-into-force>

廃止された。主要な改正点として、電子出願プロセスへのシフト転換、提出書類の要件に関する詳細なガイドライン、各種植物品種の登録手続の明確化などが挙げられる。

- **出願プロセスと書類の要件**

新規則の下では、今後は出願人が電子文書によって出願を行うことが可能になる。さらに言えば、この電子出願システムは 2021 年から進められている過去の登録のデジタル化を基礎として構築されている。また、登録委員会が出願書類の瑕疵を指摘し、その瑕疵が修復可能である場合、出願人は必要な修正を行った上で再出願を行うことができる旨が、新規則によって明確にされている。ただし、委員会が別段の決定を下した場合には、このオプションは利用できない。

利用制限のない品種に関わる出願には、育成者からの許可証が要求される。許可証が得られない場合、育成者または同人の代理人が交付する供給証明書が必要となる。さらに、利用制限のない品種に「品種特性証明書」(Variety Characteristic Certificate) が伴っていない場合、出願期間中に育成者または同人の代理人が技術的な質問票に回答を記載して提出しなければならない。

- **DUS 試験および登録基準**

UPOV 加盟国ですでに登録されている植物品種の登録に際して、区別性 (Diversity)、均一性 (Uniformity) および安定性 (Stability) に関する試験 (DUS 試験) をトルコ国内で実施するよう要求される場合がある。フィールド植物および野菜の品種については、1 回の生育期間にわたる栽培試験が実施される。これに対し、果樹およびワイン用ぶどうの品種の試験は所定の観察が完了するまで継続され、生育に不利な条件の下では観察期間が延長されることもある。

親系統が UPOV 加盟国において登録されている UPOV の規則に従って DUS 試験が実施されトウモロコシおよびヒマワリの場合、その親系統についてはすでに UPOV の規則に従って DUS 試験が実施されているため、農作物登録委員会 (Field Crops Registration Committee) が改めて試験を実施することはなく、そのまま登録手続が進められる。同様に、専ら UPOV 加盟国間のバイの合意に基づいて登録された品種も、既存の DUS 証明書に基づいて承認される。ただし、トルコの「種苗登録証明センター」(Seed Registration and Certification Center; トルコ語の略称は TTSM) に提出されることが前提である。

- **出願人の新たな責任**

出願人は、提供された情報の正確性を確認し、登録試験に必要な種苗を提供し、当該種苗に関係する環境面または健康面のリスクがある場合にはそれを開示しなければならない。出願人はさらに、提供される種苗が遺伝子組み換えでないこと、品種の特性に影響を及ぼすような改良を施されていないことを確認する義務を負う。出願された品種が遺伝子組み換え植物であることが後日に発覚した場合、出願人は全面的に責任を負うことになる。

- **委員会構成員の資格と商業利用の制限**

新規則の下では、種苗生産に従事する企業との間に商業的な関係を有する個人は、作物・野菜・果樹の品種登録に関わる委員会に所属することを禁じられており、登録プロセスの公平性が保証されている。

- **品種の譲渡・移転に関する規定**

登録品種の育成者は、他人に登録を許可した後で自らが育成した品種を譲渡することができる。あるいは、以前の許可を取り消すことにより、自らの名義で当該品種を登録することもできる。2024年9月17日より前に提出された出願書類については旧規則の条件が適用されるが、既存の農業研究機関は2025年9月17日までに新規則に基づく基準を満たさなければならない。

新規則は植物品種の登録に関して堅固な枠組みを提供しており、透明性と国際標準への適合を保証している。これにより、農業に関わる研究開発分野でのトルコの立場は強化されることになる。

オマーン

- **知的財産・研究・イノベーションに関するフォーラムが発足⁴**

北バーティナ県のソハール大学 (Sohar University) において、「知的財産・研究・イノベーション・フォーラム」 (Intellectual Property, Research, and Innovation Forum) が2024年10月2日に発足した。この会議は、同大学がオマーン高等教育・研究・イノベーション省 (Ministry of Higher Education, Research, and Innovation) および世界知的所有権機関 (WIPO) の協力を受けて開催したもので、2日間にわたって実施される。

このイベントにおいて開会の辞を述べたのは高等教育・研究・イノベーション大臣を務める Rahma bint Ibrahim Al Mahrouqi 氏である。人間の創造性とイノベーションは世界経済を動かす主要な原動力である、と同氏は強調した。適切に利用すれば、創造性とイノベーションは、国内の優先課題と国際的な優先課題の両方に取り組む上で強力な資源として役立つと、同氏は指摘している。

サウジアラビア

- **サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) がキング・アブドゥッラー科学技術大学および WIPO と協力してサマースクール・プログラムを導入⁵**

知的財産に関する認識と能力の向上を目指すサウジアラビアの構想の一環として、サウジアラビア知的財産総局 (SAIP ; Saudi Authority for Intellectual Property) は世界知的所有権機関 (WIPO)

⁴ <https://omannews.gov.om/topics/ar/120/show/439691/>

⁵ <https://www.saip.gov.sa/en/news/2717/>

およびキング・アブドゥッラー科学技術大学（KAUST；King Abdullah University of Science and Technology）の協力を得て、当局初となるサマースクール・プログラムを発進させた。このプログラムには 22 か国から 40 人の参加者が集まり、2024 年 10 月 13 日から同月 24 日にかけて、知的財産に関する基本的なトピックを主題として集中的なカリキュラムが実施された。

参加者たちは 32 件の主題について 130 時間を超える対面式の講義を享受した。指導にあたったのは国内外から招聘した指折りの知財専門家 12 名である。講義では、特許、商標、意匠、技術移転、知財管理といった中心的な分野が取り上げられた。

専門知識の養成を目的として計画された今回のプログラムは、講義、出願実習、双方向の質疑応答を組み合わせて実施され、知的財産に関する知識を深めるユニークな機会を参加者に提供した。今回の構想は、知的財産権が理解・支持される環境の醸成と、あらゆる部門におけるイノベーションと創造性の文化の振興に真摯に取り組もうとするサウジアラビアの姿勢を反映するものである。

湾岸協力会議（GCC）

・WIPO の新たな特許公開システムにより湾岸地域における特許公開情報の利用に変化⁶

湾岸協力会議（GCC）事務総局の下位機関である GCC 特許庁は、最近 WIPO の特許公開システムを導入した。これにより、特許出願の電子公開に関して大きな進歩が実現された。WIPO のシステムを導入するという構想は、GCC 特許庁と世界知的所有権機関（WIPO）が取り交わした MOU の成果として生まれたものである。

2023 年 10 月 1 日から同月 5 日にかけて、WIPO の専門家代表団が GCC 特許庁を訪問し、各種手続と技術の刷新について国内の専門家に協力を提供した。両者の協力関係は、WIPO の特許公開システムの円滑な導入という形で実を結ぶこととなった。WIPO のシステムは同機関が設定した国際標準に合致しており、世界中の先進的な特許当局が広く採用している WIPO 標準 ST36 が盛り込まれている。

新たな公開システムは数多くの目標を目指す上で有用な手段となっている。特に、GCC 加盟国間および他の世界中の国々との間で実施される公開特許データおよび文書の交換が合理化されたことは大きな恩恵である。特許協力条約（PCT）に基づき WIPO 国際事務局に提出された出願書類へのアクセスも容易になった。さらに、WIPO のシステムを導入したことにより、国際特許出願の調査と書誌事項の検索をアラビア語と英語の両方で実行する機能が強化されている。

⁶ <https://gccpo.org/AboutUsEn/ShowNews?id=70>

2. 他のトピック

バーレーン

- ・ WIPO 事務局長がバーレーンの国連常任代表を歓待

<https://libyanewsgazette.com/wipo-director-general-receives-un-permanent-representative-of-bahrain/>
(2024 年 10 月 15 日)

湾岸協力会議

- ・ 湾岸石油化学・科学協会（GPCA ; Gulf Petrochemicals and Chemicals Association）が主催する知的財産権に関する年中行事に GCC 特許庁が参加

<https://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1412>
(2024 年 10 月 2 日)

- ・ GCC 商標庁が Promark とのデジタル面での新たな協力により知財サービスを強化

<https://theblunttimes.in/gcc-trademark-announces-new-digital-partnership-with-promark-to-strengthen-ip-services/44429/>
(2024 年 10 月 21 日)

- ・ GCC 事務総局の下位機関である GCC 特許庁が米国商工会議所の代表団と接見

<https://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1414>
(2024 年 10 月 24 日)

- ・ GCC 特許庁が中東・北アフリカを担当する日本国特許庁の外交使節団を歓迎

<https://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1413>
(2024 年 10 月 24 日)

レバノン

- ・ 最新情報：レバノン知的財産庁による各種期限の延長

<https://alyafi-ip.com/lebanon-ip-office-deadlines-update-2024/#:~:text=Lebanon%3A%20Notice%20of%20Extension%20of%20Deadlines%20Due%20to,originally%20set%20to%20expire%20during%20the%20closure%20period.>
(2024 年 10 月 31 日)

オマーン

- ・ オマーンにおける知的財産保護の理解

<https://mgz.com.tw/2024/10/06/understanding-intellectual-property-protection-in-oman/> (2024 年 10 月 6 日)

パキスタン

- ・ 知的財産権に対する意識が経済成長のカギ

<https://www.thenews.com.pk/print/1234211-awareness-of-ip-rights-key-to-economic-growth>

(2024年9月27日)

- ・パキスタン知的財産機関（IPO Pakistan）とユナイテッド医科歯科大学（UMDC）が協力して未来の医療界を担う世代の啓発活動を展開

<https://www.urdupoint.com/en/pakistan/iipo-pakistan-umdc-join-hands-to-foster-awar-1868008.html>

(2024年10月1日)

- ・パキスタンで商標出願が拒絶された場合の対処法

<https://articles.abilogic.com/697919/how-handle-rejected-trademark-application.html> (2024年10月20日)

- ・獣医動物科学大学（UVAS）が知的財産権に関するセミナーを開催

<https://www.urdupoint.com/en/education/uvas-holds-seminar-on-intellectual-property-r-1874198.html> (2024年10月21日)

- ・創造文化の振興を目指すラホール工科大学（UET）が革新的なパテント・ウォール戦略を導入

<https://www.urdupoint.com/en/pakistan/uet-launches-innovative-patent-wall-to-foster-1874206.html> (2024年10月21日)

- ・パキスタン知的財産機関長官が知的財産に関する協力強化を求めてロンドン商工会議所会頭と面談

<https://ipo.gov.pk/node/2961> (2024年10月22日)

- ・パキスタンが違法取引の取締りに関する新たな施策を発表

<https://tobaccoreporter.com/2024/10/28/pakistan-announces-new-crackdown-on-illicit-trade/>

(2024年10月28日)

- ・特許・知財保護・技術移転に関する諮問会議がペシャワールの科学技術省（DoST）で開催

<https://ipo.gov.pk/node/2970> (2024年10月25日)

カタール

- ・グローバル・イノベーション・インデックスによるカタールの格付けが2020年以来の21位に上昇

<https://thepeninsulaqatar.com/article/29/09/2024/qatar-moves-up-21-places-on-global-innovation-index-since-2020> (2024年9月29日)

- ・カタール研究開発イノベーション評議会（QRDI Council）とASTPが知的財産と技術移転に関するMumakan研修プログラムを開始

<https://thepeninsulaqatar.com/article/02/10/2024/qrdi-council-astp-debut-mumaken-ip-and-technology-transfer-training-programme> (2024年10月2日)

- ・知財推進コミュニティ（Intellectual Property Champions Community）が発足

<https://thepeninsulaqatar.com/article/08/10/2024/intellectual-property-champions-community-launched> (2024 年 10 月 8 日)

・ カタール国営通信 (QNA) に特に言及…WIPO 事務局長がカタールとの協力強化を確認
<https://www.qna.org.qa/en/News-Area/News/2024-10/08/0079-in-special-remarks-to-qnawipo-director-general-affirms-strength-of-partnership-with-qatar> (2024 年 10 月 8 日)

・ 常駐代表がジュネーブ入り：カタールのマドリッド協定議定書加入により国際的な知的財産保護システムに対する同国の取組がさらに強化
<https://mofa.gov.qa/en/qatar/latest-articles/latest-news/details/2024/10/08/permanent-representative-to-geneva--qatar%27s-accession-to-madrid-protocol-enhances-its-participation-in-global-system-for-intellectual-property-protection> (2024 年 10 月 8 日)

・ カタールと WIPO の協力関係がもたらす大躍進
<https://www.gulf-times.com/article/692278/opinion/qatar-wipo-partnership-brings-significant-progress> (2024 年 10 月 10 日)

・ 商工省が知的財産権に関するワークショップを開催
<https://www.moci.gov.qa/en/moci-news/single-news/?id=176> (2024 年 10 月 27 日)

・ カタール特許出願に関する未払いの維持年金の即刻納付を
<https://asiaiplaw.com/article/qatar-outstanding-annuities-for-patent-applications-now-payable> (2024 年 10 月 24 日)

サウジアラビア

・ サウジアラビアの新たな商号法は宗教的・軍事的・政治的な商号を禁止
<https://saudigazette.com.sa/article/646017/SAUDI-ARABIA/Saudi-Trade-Name-Law-prohibits-religious-military-and-political-trade-names> (2024 年 10 月 5 日)

・ サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) が 32 回目の理事会を開催
<https://www.saip.gov.sa/en/news/2716/> (2024 年 10 月 13 日)

・ サウジアラビア：新たな商業登記法および商号法
<https://www.agip.com/News/en/news/22253> (2024 年 10 月 17 日)

・ 欧州特許庁 (EPO) とサウジアラビア知的財産総局 (SAIP) が会合
<https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-and-saudi-authority-intellectual-property-meet> (2024 年 10 月 3 日)

・ ドイツ特許商標庁 (DPMA) の長官がサウジアラビア知的財産総局 (SAIP) の CEO と会談
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/guestsatdpma/saipinmunich/index.html (2024 年 10 月 4 日)

サウジアラビア/アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ サウジと UAE の特許ブームが法律事務所にもたらす収益

<https://www.law.com/international-edition/2024/09/29/how-law-firms-are-cashing-in-on-the-ip-boom-in-saudi-and-the-uae/>
(2024 年 9 月 29 日)

トルコ

- ・ トルコの特許制度における証拠認定の重要性を浮き彫りにする侵害訴訟の事例

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=8bfbcc6-6cf3-4201-86d9-5cd35e45d7c8> (2024 年 9 月 25 日)

- ・ グローバル・イノベーション・インデックスが 2024 年版の報告書を発行

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/kuresel-yenilik-endeksi-2024-raporu-yayimlandi> (2024 年 9 月 27 日)

・ トルコ特許商標庁が独自の調査研究により主要ブランドおよび意匠の表示機関としてトップの地位を獲得——正に、活発で強力なイノベーション・エコシステムの構築を目指す同庁の取組が評価された結果

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/global-innovation-index-2024-report-has-been-published> (2024 年 9 月 27 日)

・ トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) 長官の M. Zeki Durak 氏の発言：「現時点で登録されている地理的表示は 1639 件に達している。さらに 600 件余りの有望な登録申請が現在審査中であり登録件数は将来的に 2000 件を超えると予想される」

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/yoresel-urunler-fuari> (2024 年 10 月 11 日)

アラブ首長国連邦 (UAE)

・ 北京で開催された第 3 回「一帯一路」ハイレベル国際会議において UAE が知的財産権保護の法的枠組み強化に向けた自国の取組を強調

<https://www.moec.gov.ae/en/-/uae-highlights-its-efforts-to-enhance-legislative-framework-for-ip-rights-protection-at-3rd-belt-and-road-high-level-conference-on-intellectual-property-in-beijing-%C2%A0> (2024 年 9 月 24 日)

・ 技術とニューエコノミーに関する UAE と中国の戦略的パートナーシップの発展機会を模索する経済フォーラムが北京で開催

<https://www.moec.gov.ae/en/-/uae-beijing-economic-forum-explores-opportunities-to-develop-strategic-partnership-between-the-two-countries-in-technology-new-economy> (2024 年 9 月 25 日)

・ WIPO が発行するグローバル・イノベーション・インデックスの 2024 年版で UAE が北アフリカ・西アジア地域のトップに

<https://www.wam.ae/en/article/b5dqssj-uae-leads-north-africa-western-asia-wipo-global> (2024 年 9 月 26 日)

アラブ首長国連邦 (UAE) /カタール/オマーン

・ ラスベガスにある球体型の複合アリーナ施設「Sphere」が UAE、カタール、オマーンで商標を登録

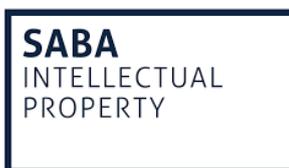
<https://skift.com/2024/10/11/las-vegas-sphere-registers-trademarks-in-uae-qatar-and-oman/> (2024 年 10 月 11 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニューズレター Vol. 90

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2024年11月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。